

介護サービスを利用したい！

## 介護保険の利用には申請が必要です

介護保険を利用するときは、まず市が行う「要介護認定」を受けましょう。

### 1. 申請する

申請書は、下記のところで受付しています。申請は本人のほか、家族でもできます。

#### 申請書受付窓口

- ・介護保険課
- ・印旛支所、本埜支所

#### 申請に必要なもの

1. 申請書
  2. 介護保険の保険証
- ※ 40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。
- ※ 申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

### 2. 要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

#### ●訪問調査

市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

#### ●主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

#### ●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

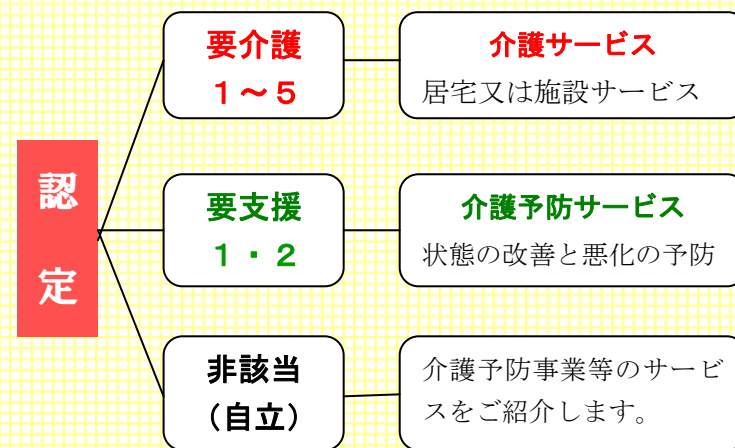
#### ●二次判定（認定審査）

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

### 3. 結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きますが、訪問調査や医師の意見書作成の日程等により、認定審査まで時間を要する場合があります。

認定された要介護度に応じて、利用できるサービスや、介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。



#### 訪問調査を受けたら…

訪問調査では、調査員から日常の様子などについて、詳しく質問される場合があります。その際は、できるだけ具体的に、普段の生活や身体の状態をありのまま伝えてください。